

带状疱疹の定期予防接種は、本来「65歳」の方のみが対象ですが、

★令和7年度～令和11年度の5年間限定で、経過措置があります。

対象者は下表のとおり、各年度末年齢が「65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳」の方です。

なお、令和7年度末年齢が100歳以上の方は、令和7年度が対象年度です。

【対象外】原則、過去に带状疱疹ワクチンを接種したことのある方は、対象外です。

※例外的に、必要があると認められる者は対象となります。まずは医師にご相談ください。

※任意接種としてシングリックス1回目を自費で接種している場合に、シングリックス2回目のみを定期接種として扱うことは可能です。

【令和7年度】 带状疱疹の定期予防接種対象生年月日 早見表

令和7年度末の年齢		対象の時期	令和7年度末の年齢		対象の時期
61歳	昭和39年 4月2日 ～ 昭和40年 4月1日	令和11年度 (2029年度)	81歳	昭和19年 4月2日 ～ 昭和20年 4月1日	令和11年度 (2029年度)
62歳	昭和38年 4月2日 ～ 昭和39年 4月1日	令和10年度 (2028年度)	82歳	昭和18年 4月2日 ～ 昭和19年 4月1日	令和10年度 (2028年度)
63歳	昭和37年 4月2日 ～ 昭和38年 4月1日	令和9年度 (2027年度)	83歳	昭和17年 4月2日 ～ 昭和18年 4月1日	令和9年度 (2027年度)
64歳	昭和36年 4月2日 ～ 昭和37年 4月1日	令和8年度 (2026年度)	84歳	昭和16年 4月2日 ～ 昭和17年 4月1日	令和8年度 (2026年度)
65歳	昭和35年 4月2日 ～ 昭和36年 4月1日	令和7年度 (2025年度)	85歳	昭和15年 4月2日 ～ 昭和16年 4月1日	令和7年度 (2025年度)
66歳	昭和34年 4月2日 ～ 昭和35年 4月1日	令和11年度 (2029年度)	86歳	昭和14年 4月2日 ～ 昭和15年 4月1日	令和11年度 (2029年度)
67歳	昭和33年 4月2日 ～ 昭和34年 4月1日	令和10年度 (2028年度)	87歳	昭和13年 4月2日 ～ 昭和14年 4月1日	令和10年度 (2028年度)
68歳	昭和32年 4月2日 ～ 昭和33年 4月1日	令和9年度 (2027年度)	88歳	昭和12年 4月2日 ～ 昭和13年 4月1日	令和9年度 (2027年度)
69歳	昭和31年 4月2日 ～ 昭和32年 4月1日	令和8年度 (2026年度)	89歳	昭和11年 4月2日 ～ 昭和12年 4月1日	令和8年度 (2026年度)
70歳	昭和30年 4月2日 ～ 昭和31年 4月1日	令和7年度 (2025年度)	90歳	昭和10年 4月2日 ～ 昭和11年 4月1日	令和7年度 (2025年度)
71歳	昭和29年 4月2日 ～ 昭和30年 4月1日	令和11年度 (2029年度)	91歳	昭和9年 4月2日 ～ 昭和10年 4月1日	令和11年度 (2029年度)
72歳	昭和28年 4月2日 ～ 昭和29年 4月1日	令和10年度 (2028年度)	92歳	昭和8年 4月2日 ～ 昭和9年 4月1日	令和10年度 (2028年度)
73歳	昭和27年 4月2日 ～ 昭和28年 4月1日	令和9年度 (2027年度)	93歳	昭和7年 4月2日 ～ 昭和8年 4月1日	令和9年度 (2027年度)
74歳	昭和26年 4月2日 ～ 昭和27年 4月1日	令和8年度 (2026年度)	94歳	昭和6年 4月2日 ～ 昭和7年 4月1日	令和8年度 (2026年度)
75歳	昭和25年 4月2日 ～ 昭和26年 4月1日	令和7年度 (2025年度)	95歳	昭和5年 4月2日 ～ 昭和6年 4月1日	令和7年度 (2025年度)
76歳	昭和24年 4月2日 ～ 昭和25年 4月1日	令和11年度 (2029年度)	96歳	昭和4年 4月2日 ～ 昭和5年 4月1日	令和11年度 (2029年度)
77歳	昭和23年 4月2日 ～ 昭和24年 4月1日	令和10年度 (2028年度)	97歳	昭和3年 4月2日 ～ 昭和4年 4月1日	令和10年度 (2028年度)
78歳	昭和22年 4月2日 ～ 昭和23年 4月1日	令和9年度 (2027年度)	98歳	昭和2年 4月2日 ～ 昭和3年 4月1日	令和9年度 (2027年度)
79歳	昭和21年 4月2日 ～ 昭和22年 4月1日	令和8年度 (2026年度)	99歳	大正15年 4月2日 ～ 昭和2年 4月1日	令和8年度 (2026年度)
80歳	昭和20年 4月2日 ～ 昭和21年 4月1日	令和7年度 (2025年度)	100歳以上	～ 大正15年 4月1日	令和7年度 (2025年度)